

ご留意事項

AI サービス利用ガイドラインについて

本記載例はあくまで一例です

- ・この記載例はサンプルでございます。万が一発生した、利用者側の損害・事件・事故に関して弊社は一切の責任を負えませんので、予めご了承ください。
- ・この記載例はサンプルであり、この内容でAI サービス利用における全ての注意点を網羅しているという保証は弊社では出来かねますので予めご了承ください。

AI サービスの業務利用ガイドライン

(本書の目的)

本ガイドでは、ChatGPTをはじめとする各種AIサービスの業務利用について、ルールを定めるものとします。

(用語の定義)

ここでは、ChatGPTやBing AI、LINE上のBotなどインターネットを通じて提供されるAIを利用したサービスのうち、一般に「生成形」ともいわれる「利用者の入力に応じてAIが応答を生成するサービス」を指して「AIサービス」とします。

具体的には、ユーザーの質問にAIが回答を生成するものや、ユーザーのリクエストに対して、AIが画像を生成するようなサービスを指します。

(AIサービス利用の前提)

- AIサービスの利用に際しては、アプリケーションのインストールやクラウドサービスの利用同様に、【〇〇部（←自社の担当部署を記載）】に許可を得てください。
- 関係社外秘情報やID/パスワードなどの認証に関わる情報をAIサービスで扱うことを禁止します。

(AIサービスへの入力を禁止する項目)

- AIサービスを利用する際は、以下の情報の入力を禁止します
 - ・関係者外秘及び社外秘情報
 - ・個人情報
 - ・パスワード・アクセスキー認証情報
 - ・API等を利用した他サービスとの連携
 - ・マルウェアの生成 など

(AIサービスの応答内容を利用する際の注意点)

AIサービスが生成する文章や情報は、著作権侵害の可能性や内容が誤っている場合もあるため、以下の点に注意して利用してください。

※一部、日本ディープラーニング協会（JDLA）の「生成AIの利用ガイドライン 第1版、2023年5月公開」を参考に作成しています。

■日本ディープラーニング協会 生成 AI の利用ガイドライン

<https://www.jdla.org/document/#ai-guideline>

① 生成された内容が、第三者の権利を侵害していないかを調査する

AI サービスに他人の著作物を入力するだけであれば、著作権侵害に該当しません。しかし、生成されたデータが入力したデータや既存データ（著作物）と同じ、または類似している場合、当該生成物の利用が当該著作物の著作権を侵害する可能性もあります。

また、商標権・意匠権の侵害も注意が必要です。

生成したキャッチコピーなどを商品ロゴや広告宣伝などに使う場合は、他者が権利を持っている登録商標権や登録意匠権を侵害する可能性があります。生成物が既存著作物に類似しないかの調査に加えて、登録商標・登録意匠の調査を行うようにしてください。

② 情報の信頼性について裏付けを取る

実際に Azure OpenAI に「エムオーテックス株式会社」について聞いてみました。

■質問 1 エムオーテックス株式会社が設立されたのはいつですか？

>AI の回答：エムオーテックス株式会社は、1994 年に設立されました。

正解は 1990 年 7 月

■質問 2 エムオーテックス株式会社の本社の住所を教えてください

>AI の回答：エムオーテックス株式会社の本社の住所は、
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-24-12 渋谷ファーストプレイス 10F です。

正解は〒532-0011 大阪市淀川区西中島 5-12-12 エムオーテックス新大阪ビル

■質問 3 エムオーテックス株式会社が開発しているソフトウェアの名前を教えてください

>AI の回答：エムオーテックス株式会社が開発しているソフトウェアは、複数あります。
代表的なものとしては、次のようなものがあります。

- M. O. RE (エムオーレ)：人事・給与システム
- M. O. S (エムオーエス)：販売管理システム
- M. O. SAIKOU (エムオーサイコウ)：製造業向け生産管理システム

正解は LANSCOPE エンドポイントマネージャー、セキュリティオーディター

以上のように AI サービスで誤った回答が出力されるケースがありますので、回答の裏付けを確認するようにしてください。

③ AI サービスの独自ポリシーに注意する

AI サービスによっては、独自のポリシーを設けていることがあります。例えば、ChatGPT を利用する場合、Usage Policies (<https://openai.com/policies/usage-policies>) にて、「Engaging in the unauthorized practice of law, or offering tailored legal advice without a qualified person reviewing the information (許可なく法律実務を行うこと、または資格のある人が情報をレビューしないままに特定の法的助言を提供すること)」など、具体的な禁止項目が定められています。また、医療、金融、法律業界、ニュース生成、ニュース要約など、消費者向けにコンテンツを作成して提供する場合には、AI が使用されていることに加え、その潜在的な限界を知らせる免責事項をユーザーに提供する必要があることも同ポリシーには明記されています。さらに、関連ポリシー上、ChatGPT など OpenAI 社のサービスを利用して生成されたコンテンツを公開する際には、AI を利用した生成物であることを明示することなどが定められています。

④ 秘密保持契約（NDA）を締結する際に、AI サービスの活用について確認する

他社と秘密保持契約（以下、NDA）などを締結した後に取得した機密情報を、AI サービスに入力する行為は、AI サービス事業者（第三者）に秘密情報を「開示」することになるため、NDA に反する可能性があります。他社と NDA を締結する際に AI サービスの活用について確認してください。また、自社で NDA の書面を作成する場合においても AI サービスの活用について方針を記載しましょう。

（活用場面から見る AI サービス利用の法的リスク）

AI サービスは活用場面によって気をつけるべき法的リスクが存在します。いくつか例をあげて説明します。

① Web サイトに公開する記事などの制作

著作権侵害に注意してください。

コンテンツ制作において AI サービスを活用する場合には、出力された内容をそのまま利用するのではなく、全部または一部を編集してください。また、同じような内容が使われ

ていないか確認をしてください。著作権侵害に該当するかの判断は困難ですが、著作権侵害の要件として、裁判例では、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」（著作物性）、「後発の作品が既存の著作物と同一、又は類似していること」（類似性）、「既存の著作物に依拠して複製等がされたこと」（依拠性）を満たす必要があると言われていています。文化庁からも生成 AI の著作権に関して解説されていますので事前に内容を確認するようにしてください。

出典：文化庁 令和 5 年度 著作権セミナー AI と著作権

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/93903601.html>

AI サービスはあくまでコンテンツ制作の補助ツールとしての利用をお願いします。AI サービス “のみ” で作成したコンテンツなど、社外で利用することは禁止します。

② 法律や金融・医療など専門業務での活用

AI サービスの回答が使えない可能性があります。

例えば、OpenAI 社の Usage Policies には、法律・金融に関するアドバイスをする場合に ChatGPT の出力結果を唯一の根拠として依拠することが禁止されており、必ず有資格者による確認と検討が必要と定められています。また、医療に関しては、重大な症状の診断に利用すること自体が禁止されています。

さらに追加条件として、作成にあたり AI が使われていることや、その AI の潜在的な限界に関する免責事項を記載することが求められています。

③ お客様対応などのサポートサービスでの活用

個人情報の取扱に注意してください。

例えば、お客様からのメール内容を AI サービスに入力し適切な返信案を作成する際に個人情報が含まれる場合、個人情報保護法に抵触する可能性があります。個人情報保護法では「個人情報取扱事業者は、個人情報を利用するにあたり、できる限り利用目的を特定し、当該利用目的の範囲を超えて利用することが禁止」されています。個人情報の取扱について自社のプライバシーポリシーの内容で問題ないかを検討し、場合によっては内容を変更するといった対応が必要です。

(オプトアウト機能について)

例えば、ChatGPT では Chat History + Training をオフにすることで、チャット履歴を保存せず、モデルの訓練とサービスの改良に使用されない設定があります。個人情報や機密

情報の入力を懸念される場合に設定してください。

（補足情報①）報道されている AI サービスを使った事件

AI サービスは便利な反面、事件に繋がっているケースもあります。細心の注意を払ったうえで活用してください。

例 1：弁護士が訴訟準備書面の作成に ChatGPT を使用。実在しない判例が 6 件含まれていた。

例 2：某製造業で機密情報を ChatGPT に入力してしまった。

（補足情報②）よりよく AI サービスを使うために

AI サービスに関して、ご不明点や運用方法に関してリクエストなどがありましたら【〇〇部（←自社の担当部署を記載）】にお問い合わせください。必要に応じて、経営層や関係部署と議論し、より AI サービスを業務に活用できるよう推進していきます。

以上